

NEW 出産育児一時金の金額変更について

健康保険法の一部が改正されたことに伴い、協会けんぽ加入の方が出産した場合に申請する「**出産育児一時金**」の支給金額が**令和5年4月1日**から変更されました。

変更内容

令和5年3月31日以前の出産	→	令和5年4月1日以降の出産
支給金額 一児につき 42万円		支給金額 一児につき 50万円

※産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合や、在胎週数22週未満の出産の場合は、40.8万円から48.8万円への増額となります。

産科医療補償制度とは・・・

医療機関等が加入する制度で、加入医療機関で制度対象となる出産をされ、万一、分娩時に何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、子どもとご家族の経済的負担を補償するものです。

各種給付金に関するお問い合わせ先

協会けんぽ石川支部 業務グループ TEL:076-264-7202

令和5年度 保険料率のお知らせ

令和5年3月分（4月納付分）からの保険料率に変更になります。
保険料率変更に伴い、従業員様の給与控除額の変更をお願いします。

令和5年3月（4月納付分）から

健康保険料率

(令和4年度) 9.89% → (令和5年度) **9.66%**

介護保険料率(全国一律)

(令和4年度) 1.64% → (令和5年度) **1.82%**

保険料の料額表は、令和5年2月に日本年金機構発送の保険料納入告知書に同封しております。
また、協会けんぽホームページでもご確認いただけます。

保険料率に関するお問い合わせ先

協会けんぽ石川支部 企画総務グループ TEL:076-264-7201

全国健康保険協会石川支部

〒920-8767
金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル9階

協会けんぽ 石川

検索

